

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年4月14日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定によって送達すべき次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和2年5月8日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

1 事件名

令和元年度第2号及び同第2号の2事件

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

2 送達書類の名称

上記事件に係る令和2年4月9日付け権利取得及び明渡しの裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

所在及び地番	物件の番号	物件の種類	物件の所有者の住所及び氏名
静岡県沼津市一本松字 中原346番1	木-3	かき	不明 又は 静岡県沼津市一本松62番地 大通 寺 代表役員 金子 強志

=====

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年4月14日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定によって送達すべき次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和2年5月8日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

1 事件名

令和元年度第7号及び同第7号の2事件

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

2 送達書類の名称

上記事件に係る令和2年4月9日付け権利取得及び明渡しの裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

番号	所在及び地番	物件の番号	物件の種類	物件の所有者の住所及び氏名
1	静岡県沼津市桃里字上 原246番11	木-1	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地 の2 前嶋 春子
2	静岡県沼津市桃里字上	木-8	かき	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地

	原246番11			の2 前嶋 春子
3	静岡県沼津市桃里字上 原246番12	木-19	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地 の2 前嶋 春子
4	静岡県沼津市桃里字上 原246番12	木-21	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地 の2 前嶋 春子